

**付帯メニュー定義書**

**【新生活応援特別割】**

**日本ガスエネルギー株式会社**

付帯メニュー定義書【新生活応援特別割（以下「特別割」）】（以下「本定義書」といいます）は、当社の電気供給約款、電気料金メニュー定義書にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

## 1 実施期日

本定義書は、2025 年 4 月 1 日より適用します。

## 2 定義

電気供給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用します。

## 3 適用条件等

(1) 当社は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、「特別割」を適用します。

① 2025 年 4 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで（郵送による申し込みの場合、2025 年 4 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの消印有効）の間に、新たに当社の電気供給契約を当社指定の方法で申し込みを行い、2025 年 7 月 11 日までに電気の供給に必要な手続きが完了した場合（なお、当該期間外に電気供給契約を申し込んだ場合であって、同一の需要場所の電気供給契約を当該期間中に再度申し込みをした場合を除く）。なお、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

② 電気の供給開始日が 2025 年 4 月 1 日以降であること

③ 当社の電気料金メニューのファミリープラン B、ビジネスプラン C のいずれかを適用すること。

(2) (1) にかかわらず、電気の供給開始に必要なとなる情報を提供いただけない等、電気の供給開始に向けた手続きに支障がある場合は、「特別割」を適用できないことがあります。

## 4 適用期間

(1) 「特別割」の割引の適用開始日は、以下のとおりとします。

3（適用条件等）に定める適用条件を満たす電気供給契約の電気の供給開始日

(2) 特別割の適用期間は、(1) に定める適用開始日から起算して 3 ヶ月目の日が属する月の計量日の前日までとします。なお、適用期間の終了にあたっては、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付は行いません。

## 5 割引内容

当社は、3（適用条件等）に定める条件を満たすお客さまからのお申込みを承諾した場合には、以下のとおり電気料金を割引します。

(1) 電気供給約款 14（電気の使用期間）に定める電気の使用期間の初日の翌日が、「特別割」の適用期間に属する場合、原則として、当該使用期間の電気料金の計算に (2) の割引内容を適用します。

(2) 「特別割」が付帯する電気料金メニューの毎月の基本料金相当額（税込）を割引します。

(3) 特別割適用後の基本料金は下記のとおりとします。

(4) 適用期間中の電気料金が日割り計算となる場合は、日割り計算後の基本料金相当額（税込）を割引します。なお、まったく電気を使用しない場合も同様に特別割を適用します。

| 電気料金メニュー       | ご契約容量         | 1 ヶ月あたり<br>基本料金 [税込] | (特別割適用後)<br>1 ヶ月あたり<br>基本料金 [税込] |
|----------------|---------------|----------------------|----------------------------------|
| ファミリー<br>プラン B | 契約電流 30 アンペア  | 893.72 円             | 0.00 円                           |
|                | 契約電流 40 アンペア  | 1,229.32 円           | 0.00 円                           |
|                | 契約電流 50 アンペア  | 1,536.65 円           | 0.00 円                           |
|                | 契約電流 60 アンペア  | 1,843.98 円           | 0.00 円                           |
| ビジネス<br>プラン C  | 契約容量 1kVA につき | 307.33 円             | 0.00 円                           |

## 6 適用廃止

当社は、以下の場合には、「特別割」の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおり

とします。

(1) 電気の契約を解約する場合

電気供給約款 30（お客さまからの電気供給契約の解約）または 31（当社からの電気供給契約の解約）による解約日

(2) (1) 以外の事由による場合

当該事由発生日の直後の電気の計量日なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(1) で定める解約日

## **7 特別割の定義書の変更及び廃止**

(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 4（本約款等の変更）(2) もしくは(3)に準じます。

(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 4（本約款等の変更）(2) および(3)に準じます。

(4) 当社の電気契約のうち、低圧電力については本定義書の適用はありません。